

総務文教常任委員会報告

令和4年12月19日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年12月7日午前10時00分から美浜町議会全員協議会室で、議長及び委員7名の出席のもとに本委員会を開会し、11月30日に本委員会に付託されました議案6件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、住民環境課長及び総務課参事の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る11月30日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

(1) 議案第84号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

質疑： 美浜町手数料条例の一部改正では、コンビニ交付による手数料が戸籍謄本や抄本以外は300円から150円となり、期間が、令和5年2月1日から令和7年3月31日までとなっている。この期間が終了した場合は元に戻るのか。

回答： 今回の一部改正での減額は、この3年の間にコンビニ交付に対しての利便性を実感していただき、交付の促進を図るための特例措置である。その時期が終わると元に戻ることになる。

質疑： コンビニのマルチコピー機が通信障害を起こした場合の責任は、どこが取るのか。町が責任を負うのか。

回答： 機器の通信障害が起こった場合は、今回のマイナンバーカードの公的認証サービスである住民基本台帳オンライン等を管理している、地方公共団体情報システム機構という管理法人が対応することになっている。

質疑： コンビニに対しての手数料はあるのか。

回答： コンビニ交付手数料の150円のうち、管理法人に払う委託手数料は1件117円になる。全て管理法人を通して委託料を払っているため、町からコンビニに対しての手数料の直接的な支払いはない。

質疑： コンビニのマルチコピー機を使用した場合は、データがコピー機に残ることはないのか。

回答： 管理法人の証明書交付センターに直接繋がり、データはコピー機の中に残らないセキュリティとなっている。

質疑： コンビニ交付期間の3年が終わり平常時に戻っても、委託手数料は同じ金額なのか。

回答： 同額である。

質疑： 今回マイナンバーの活用、普及拡大を図るにあたり、窓口業務が多少なりとも減ることが期待されると考えているのか。

回答： 大いに期待をしている。

質疑： コンビニ交付による手数料が3年の期間で終了して、150円から元の300円に戻ると、また役場の窓口での交付が増えると思うが、バランスを考えて、期間が終わっても元の金額で行くのか、町が補助金を出して150円のままでいくのか、その検討はしっかりしてほしい。

回答： しっかりと検証し、検討していきたいと思っている。

(2) 議案第85号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑： この条例改正は公職選挙法自体が変わり、選挙運動用費用の公費負担が引き上がったことによる要因だと思うのだが、法律そのものは何を理由にあげたのか。

回答： 通常だと3年に1回、参議院選挙の前に見直しが見直しがされることになっているが、今回の改正理由は、昨今の物価高騰等によるものである。

(3) 議案第86号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑： 人事院勧告による一般職の給料は、民間と0.23%の差があると聞いているが、この格差は民間に近づける方向になるのか。

回答： 今回の改正は、人事院勧告を踏まえての改正であり、民間との格差は解消されるものと考えている。

質疑： 美浜町一般職の職員の給料の改定で、初任給は大卒が3,600円、高卒は4,000円の引上げと書いてあるのだが、大卒の初任給より高卒の初任給のほうを上げているのは、どのような理由か。

回答： 今回、初任給と若年齢の給料を上げることが趣旨であり、金額的には大卒が3,600円で、現行17万1,700円が17万5,300円になり、高卒については、15万600円を15万4,600円にするということで、金額的には若干違いはあるが、国の給与改定に準じて改定している。

(4) 議案第87号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑はありませんでした。

(5) 議案第88号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑はありませんでした。

(6) 議案第89号 美浜町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

質疑： 職員の定年年齢を65歳に引き上げることにについて、一般的に辞める人が少なくなることが想定されて、職員の定数を変えない限り新規雇用者の数が減ることになるのではと心配しているがどのように考えているのか。

回答： 職員の定数については、今条例で規定されているのが250人である。実際に職員、一般行政職、企業会計の職員を合わせると186名になり、条例上は問題ないと考えている。新規雇用者を抑制すると組織の持続性から成り立たない部分があるので、状況を検討しながら対応していく。

質疑： 課長職の人が降任するとなると、課長補佐の職になるということか。

回答： 管理職の課長級と参事級辺りを対象に考え、4級の補佐級に降任させる。降任した後の職については、適材適所を踏まえて、人材育成の職や出先機関の施設管理、監督等を検討に入れ、配置していくことを考えている。

質疑： 定年年齢を引き上げることによって、課長だった職員が補佐級に降任し、給料も下がり、一定の形で職場に残るということは、新しく課長になった人の気持ちは問題ないのか。経験上は補佐級で良いかもしれないが、上司だった人が部下になるわけで、職場としては物すごくやりにくい状況が生まれてしまうのではないかと考える。定年年齢を引き上げるのならば、課長職はそのまま引き継いで、仕事ができるような環境づくりのほうが大事ではないか。

回答： 今回の定年延長は、国家公務員の制度改正に準じての改正で、その運用にあたっては町も大変心配している。若手の仕事の意識を高め、管理職が降任した場合にモチベーション維持等の検討をしていく必要がある。そのために、若い段階から今の働き方を踏まえた研修を実施しながら、働きやすい職場環境をつくっていきたいと考えている。

質疑： 令和13年度まで段階的に引き上げると、今の職員構成の中で該当するのは何名いるのか。

回答： 令和6年度に定年延長の対象者となる者が12名おり、その後、段階的に定年年齢が引き上げられて、令和12年度までに2名から10名ほどになる。それ以降、令和13年度に完全に65歳になる方で、その時点で延20名、そこから多いところで延35名まで増える形となる。ただ、それは退職もせずにフルタイムで働くという想定であり、全国の調査によると60歳以降フルタイムで働きたいという意向は6割しかない現状だと聞いているので、今後はどのようなようになるのかは、現時点では把握しにくい状況である。

質疑： 当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、勤務の意思確認をする
と書いてあるが、60歳は定年になるのか。また定年延長したら退職金は
支給されないのか。

回答： 退職金については定年延長になると、その延長になった後に支給すること
になっている。これまでであれば、60歳に達すると通常だと定年退職
だが、今回の改正で、定年が延長されることとなるが、個々の事情で定年
延長後の年齢までに辞めることもできる。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

- (1) 議案第84号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって承認することに決しました。
- (2) 議案第85号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。
- (3) 議案第86号 美浜町一般職の職員の給与に関する条例及び美浜町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。
- (4) 議案第87号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。
- (5) 議案第88号 美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

(6) 議案第89号 美浜町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午前10時55分本委員会を閉会いたしました。
以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。